

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

今回の公募は、本事業が5月以降速やかに開始できるよう、事前に事業者の決定に係る手続きを行うものです。

本業務に係る予算執行は、令和7年度当初予算の成立が前提であり、今後、業務の内容等が変更になることがありますので留意願います。

山口県立東部高等産業技術学校及び山口県立西部高等産業技術学校が実施する職業訓練業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年2月3日

山口県知事 村岡 翳政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名 令和7年度第1期（5月～8月開講分）委託訓練業務
- (2) 業務内容 応募要項及び仕様書による
- (3) 履行期間 応募要項及び仕様書による
- (4) 履行場所 応募要項及び仕様書による

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 山口県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和4年山口県告示第179号)に基づく資格審査を受けて、業務委託について入札参加資格を有すること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から、令和7年2月21日（金）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 職業訓練または同様の事業に関し、次のいずれかに該当する実績を有していること。

- ア 令和4年4月1日から企画提案書提出日の前日までの間に、高等産業技術学校又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口職業訓練支援センターから公共職業訓練の訓練業務を受託し、入校と修了の実績があること。
- イ 令和4年4月1日から企画提案書提出日の前日までの間に、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山口職業訓練支援センターから職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練の認定を受けて、職業訓練を実施し、入校と修了の実績があること。
- ウ 令和4年4月1日から企画提案書提出日の前日までの間に、受託しようとする職業訓練と同等のカリキュラムの教育訓練を概ね1年間実施し、入校と修了の実績があること。

(6) 次のいずれにも該当し、安定した事業運営が可能と認められる者であること。

- ア 事業を適切に運営できる組織体制や職員数を備えていること。
- イ 所有又は長期間の使用貸借若しくは賃貸借により訓練業務等の実施に必要な教室、設備、備品等が常に使用できる状態にあること。

(7) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 教材等に関する著作権法違反、その他関係法令に違反し、処罰又は損害賠償等の対象となる重大な違法行為を行った者であって、当該事実が判明した日から3年を経過していない者
- イ 税法違反等、公序良俗に違反するなど、社会通念上、委託先とすることが相応しくないと各訓練コースを担当する高等産業技術学校長が判断した者
- ウ 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者で、不正行為に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知のあった者で、当該期間を経過していない者

(8) 企画提案書提出時において、各訓練コースの全訓練期間を通じて有効な「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」（平成23年度策定）を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」の受講証明書を有する者が参加事業者に在籍していること又はISO29993（公式教育外の学習サービスサービス要求事項）及びISO21001（教育機関－教育機関のためのマネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）を取得していること。

ただし、当該ガイドライン研修が行われない期間の間に開始する訓練コースにあつては、上記の要件を満たさなくてもよいものとするが、この場合、企画提案書提出時において、当該ガイドライン研修が行われない期間が終了した時点で当該研修を受ける旨の受講誓約書を提出すること。

(9) 介護福祉士実務者研修の企画提案にあたっては、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に基づく実務者養成施設の指定を受けていること。

3 応募要項等の交付

- (1) 交付方法 山口県産業労働部産業人材課ホームページからダウンロード
(2) 交付期間 令和7年2月3日(月)午前9時～令和7年2月17日(月)午後5時

4 参加表明書及び質問書の提出方法、提出場所及び受領期限等

- (1) 提出方法 (2) に記載する Email アドレスへ電子メールにより提出
(2) 提出場所 〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
山口県産業労働部産業人材課
TEL 083-933-3234 FAX 083-933-3229
Email a13100@pref.yamaguchi.lg.jp
(3) 受領期限 令和7年2月17日(月) 午後5時(必着)
※参加表明書及び質問書をメール送信後、受領期限内の平日午前9時から午後5時までの間に、山口県産業労働部産業人材課に電話で着信確認を行うこと。
(4) 質問回答 質問書への回答は、個別の質問である場合を除き、参加表明書を提出した者全てに対して実施する。

5 企画提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

- (1) 提出方法 原則郵送とする(簡易書留等の差出、受領の記録が残る方法に限る)
(2) 提出場所 応募要項に示す訓練実施場所に応じ、次の場所へ提出すること。
ア 岩国地域、柳井地域、周南地域、下松地域、光地域及び防府地域で実施する訓練コース
〒745-0827 山口県周南市瀬戸見町15-1
山口県立東部高等産業技術学校 訓練部
TEL 0834-28-3233 FAX 0834-28-4617
Email a15903@pref.yamaguchi.lg.jp
イ 山口地域、宇部地域、美祢地域、下関地域及び萩・長門地域で実施する訓練コース
〒752-0922 山口県下関市千鳥ヶ丘町21-3
山口県立西部高等産業技術学校 訓練部
TEL 083-248-3505 FAX 083-248-3508
Email a15905@pref.yamaguchi.lg.jp
ウ 全県を実施区域とする訓練コース
山口県産業労働部産業人材課(4(2)参照)
(3) 受領期限 令和7年2月21日(金) 正午(必着)

6 審査

審査は、応募要項で定める審査基準に基づき、5（2）アからウの区分ごとに実施し、3月上旬を目途に、すべての応募者に審査結果を通知する。

7 その他

- (1) この手続の開始後に、2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年2月7日（金）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県産業労働部産業人材課に問い合わせること。